

消食表第123号
令和2年4月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
（公印省略）

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する
質疑応答集」の一部改正について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第8条の規定に基づく指定成分等含有食品の健康被害情報届出制度が令和2年6月1日から施行されます。

当該法律の施行に伴う改正その他所要の改正を行うため、別紙新旧対照表のとおり「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知。以下「ガイドライン」という。）及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成29年9月29日付け消食表第463号消費者庁食品表示企画課長通知）を一部改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等への周知をお願いします。

なお、ガイドラインのⅣ（Ⅲ）生産・製造及び品質管理に係る事項のうち食品衛生法の条項の改正及びⅣ（Ⅳ）第2 届出後における健康被害情報の収集・評価・報告に係る改正は、令和2年6月1日から施行します。